

陳情第7号

令和7年12月1日受理
(総務企画常任委員会)

庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

陳情者 パワハラから職員を守る千葉県民の会
我孫子市代表 安藤 賢二

件名 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

要旨

1. ハラスメント防止及び庁舎管理規則の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて行政と議会で明確に確認し、徹底してください。

2. 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて契約期間を含めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを実施するようにしてください。

3. 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。住民に公明正大に説明できない慣習をいつまでも引きずるべきではなく、職員個人の思想信条および政治的な自由を担保できる形で、庁舎内では原則中止（禁止）すべきと考えます。

理由

パワハラから職員を守る千葉県民の会（県民の会）は、令和6年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、千葉県の市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。千葉県の12市町村で陳情が採択され、8市町村でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。

我孫子市では、勧誘を受けた職員のうち、73%が心理的な圧力を感じておりました。

私は、市民の為に一生懸命働いていて下さる職員の皆様が庁舎内で議員から心理的圧力を感じているのは問題と思い、「陳情第2号、政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を求める陳情」を出しましたが、不採択になりました。

その理由が、議事録から確認すると、「今後、政党機関紙の庁舎内の勧誘を行う場合は、庁舎利用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けた上で、平日の昼休み時間のみの許可となり、また職員本人の購読の意向及び希望する購読期間を確認した上で契約を取り交わすことが前提となるということも確認されました。よって、こちらの政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を認める陳情に関しては、願意妥当として認められないと思います。」と確認できました。

これでは、心理的な圧力を感じている職員がいるのに、問題解決せず許可証を出

すのは、ハラスメントの解決にはならないと思いますので、新たな陳情を出すことにしました。

議員から職員への政党機関紙勧誘は、勧誘者の意図に関わらず、「心理的圧力」が伴っていることは明らかであり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読し、お金のやりとりまですることは政治的な中立性から見て疑念がいだかれる行為です。

問題決着の在り方として、庁舎内では原則勧誘禁止を明確にしたうえで、職員個人の思想信条の自由を担保できる形での救済措置の実施を求めます。

具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。

① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。

②（議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮できる。

上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした先行自治体の取り組みを踏まえ、アンケート結果を真摯に受け止めるとともに、社会全体から行政運営に向けられる厳しい視線を重く認識し、対応についてご検討くださいますようお願いいたします。

我孫子市議会議長 様